



福岡医発第 2095 号（地）

令和 3 年 10 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の継続実施について

標記については、令和 2 年 11 月 5 日付福岡医発第 2142 号（地）にてお知らせしておりました。

今般、日本医師会より、本制度について補償期間は 1 年間とされており、まもなく満期を迎えることとなりますが、現在の感染状況等を鑑み令和 3 年度についても、引き続き実施することになった旨、連絡がありました。

現在加入されている医療機関は、継続して加入いただくことにより補償を 1 年間延長することができ、また未加入の医療機関についても、新規に加入することが可能となっております。

本制度の詳細につきましては別紙のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、令和 3 年 1 月より開始した「新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度」につきましても継続実施する予定とされております。詳細が確定次第改めてご連絡いたします。

記

1. 問い合わせ先

専用コールセンター

Tel 0120-370-540

メールアドレス shien2020@tmnf.jp

◆日本医師会窓口

日本医師会事務局医賠償対策課 Tel 03-3942-6136

※加入手続きに関する問い合わせについては上記コールセンターにお願いします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(医責 164・地 341)

令和 3 年 10 月 14 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
副会長 今村 聡
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の継続実施について

新型コロナ感染症対応におきましては、ご尽力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関及び医療従事者に対する支援策として、令和 2 年度 12 月に開始しました「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」は、1 万 7 千を超える医療機関、約 115 万人の医療従事者に加入をいただいております。

本制度は 1 年間の補償期間としており、まもなく満期を迎えることとなりますが、現在の感染状況等を鑑み、国の補助※、日本医師会他医療団体の支援により、令和 3 年度も引き続き実施することとなりました。

現在加入されている医療機関は、継続して加入いただくことにより補償を 1 年間延長することができます。また、未加入の医療機関は新規に加入することも可能となっております。

本制度の内容につきましては別紙のとおりですが、令和 3 年度制度では休業補償金額の増額、政府労災保険等の認定要件の緩和等の改定を行い、医療従事者が罹患した場合の補償充実を図っております。

貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和 3 年 1 月より開始した「新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度」につきましても継続して実施する予定としております。詳細が確定次第改めてご連絡させていただきます。

※厚生労働省発医政 0927 第 10 号（令和 3 年 9 月 27 日）「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金の交付について」に基づいた補助金を利用した制度です。

1. 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度とは

医療機関が、運営機関（公益財団法人 日本医療機能評価機構）を契約者とする本制度専用の「労働災害総合保険」に加入することにより、医療従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、政府労災保険等で給付の対象となる業務災害を被った場合に補償を受けることができる制度です。

本制度では国からの補助金※や日本医師会他医療団体からの寄付金を活用することで医療機関の実質的な保険料負担を軽減しています。

※「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」

2. 令和 3 年度新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の概要

※制度内容の詳細については日本医療機能評価機構「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度特設サイト」・日医ホームページを参照

(1) 加入できる医療機関

日本国内の次の医療機関等であれば加入することができます。

病院、診療所（歯科診療所を含む）、介護医療院、助産所、訪問看護ステーション

※病院、診療所については保険医療機関となります。

(2) 対象となる医療従事者の範囲

政府労災保険等で給付の対象となるすべての医療従事者（被用者でアルバイト、パートタイマー等を含みます）。

※職員 100 名以下の医療法人の代表者、役員、個人事業主は政府労災保険の特別加入者となることにより補償対象となります。

(3) 補償内容（医療従事者 1 名あたり）

医療従事者が新型コロナウイルス感染症等に罹患し、労災事故として認定された場合

◆ 4 日以上休業した場合・・・・・・・・・・ 3 0 万円を給付

◆ 死亡した場合・・・・・・・・・・ 5 0 0 万円を給付

(4) 実質的な保険料負担額

年間保険料（医療従事者 1 名あたり）1, 0 0 0 円

被保険者・被用者	医療資格者等	左記以外
新型コロナウイルス感染症 対応医療機関	無料 国と医療団体の補助金充当	1, 0 0 0 円
上記以外の医療機関	5 0 0 円 医療団体の補助金充当	1, 0 0 0 円

【令和 3 年度制度の改定ポイント】

- ◆ 休業補償保険金（一時金）を 20 万円から 30 万円に増額
- ◆ 政府労災保険等の認定要件に療養給付認定（従来は休業給付認定のみ）を追加し、より早いタイミングでの請求が可能
- ◆ 補償対象となる感染症の範囲を新型コロナウイルス感染症だけでなく、第一類～三類感染症、指定感染症に拡大

3. 加入手続きについて

(1) 既に制度加入（12 月以降満期を迎える）している医療機関

令和 3 年 10 月 15 日頃、日本医療機能評価機構より登録されているメールアドレス宛に「継続のご案内」通知が送付されますので、継続加入することで 1 年間補償が延長されます。

【重要】

登録されているメールアドレスに更新手続きのご案内メールが令和 3 年 10 月 15 日頃に送られます。メール内の URL から更新手続きとなりますので、手続き終了まで保存いただくようお願いいたします。

(2) 新たに加入を検討している医療機関

令和 3 年 10 月 15 日頃より「日本医療機能評価機構」ホームページに情報提供されますので、加入手続きをお願いいたします。

4. 制度の詳細

- ◆ 日本医療機能評価機構ホームページ
新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度特設サイト
<https://jcqhc.or.jp/w-comp/>
- ◆ 日本医師会ホームページ
【医師の皆様へ：その他：新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度】

5. 問い合わせ先

- ◆ 専用コールセンター（10 月 15 日開始予定）
Tel 0120-370-540
✉ shien2020@tmnf.jp
- ◆ 日本医師会窓口
日本医師会事務局 医賠償対策課 Tel 03-3942-6136
※加入手続きに関する問い合わせについては上記コールセンターにお願いします。